

京都市産婦健康診査受診券

京都市では、出産後間もない時期のお母さんのこころとからだの健康状態をチェックするために受ける産婦健康診査の費用を助成します。

○対象者

京都市にお住まいで、平成29年4月1日以降に出産された産婦

○助成対象となる健診内容

- <時期・回数>
- 1 出産後概ね1か月で行う健診を対象とします。
 - 2 産後の母親の状況から医師が特に必要と認める場合は、1に加え、産後2週間頃に行う健診も対象とします。
 - 3 1回の出産につき、助成対象となるのは2回までです。

<健診項目> 問診・診察、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導、こころの健康チェック
※上記以外の検査等については助成対象外のため、受診者の実費負担となります。

本受診券を利用し、産婦健康診査を受診される方へ

- 1 本受診券、母子健康手帳、京都市民であることがわかる書類（妊婦健康診査受診券綴等）を必ずお持ちになって委託医療機関等を受診してください。
- 2 受診券の裏面のチェックシートにご記入ください。
- 3 健診の結果、支援が必要な場合には、医療機関等から受診された方の京都市居住区の保健センターに情報提供されます。

里帰り等で委託未契約の医療機関等で本受診券を利用される場合

自己負担により受診後、出産日から1年以内に京都市育成推進課に申請していただくことにより、京都市の公費負担相当額を助成することができます（払い戻し）。その場合、医療機関等の窓口で、受診券表面の<医療機関等記入>欄への記載と領収書の交付を受けてください。

（京都市ホームページ [京都市 産婦健診](#) 参照）

医療機関等（医療機関、助産所）の皆様へ

- 1 妊婦健康診査受診券綴等の提示を受け、その方が京都市民であることをご確認ください。
- 2 本受診券の利用による産婦健康診査では、裏面のチェックシートに基づき、こころの健康状態をご確認ください。健診の結果、支援が必要な場合は、必ず、受診された方の京都市居住区の保健センターに速やかにご連絡ください。
- 3 法令上、医療機関等は、支援が必要な産婦等を把握した時は、市町村に情報提供するよう努めなければならないものとされています。

【参考】児童福祉法第二十一条の十の五

病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。



京都市への請求について（委託契約済医療機関及び助産所のみ）

- 1 京都府内の医療機関の皆様は、受診券を妊産婦健康診査請求書に添付して、京都府国民健康保険団体連合会へ送付してください。
- 2 京都府外（委託契約済）の医療機関の皆様は、受診券を妊産婦健康診査請求書に添付して、京都市子ども若者はぐくみ局育成推進課へ送付してください。
- 3 助産所の皆様（府内府外問わず）は、受診券を妊産婦健康診査請求書に添付して、京都市子ども若者はぐくみ局育成推進課へ送付してください。

京都市保健センター（※）一覧

行政区	名称	電話番号
北区	北保健センター	075-432-1454
上京区	上京保健センター	075-441-2873
左京区	左京保健センター	075-702-1222
中京区	中京保健センター	075-812-2598
東山区	東山保健センター	075-561-9130
山科区	山科保健センター	075-592-3479
下京区	下京保健センター	075-371-7293
南区	南保健センター	075-681-3574
右京区	右京保健センター	075-861-2179
	京北出張所	075-852-1816
西京区	西京保健センター	075-392-5690
	西京保健センター洛西支所	075-332-9348
伏見区	伏見保健センター	075-611-1163
	伏見保健センター深草支所	075-642-3879
	伏見保健センター醍醐支所	075-571-6748

（※）京都市では、平成29年5月8日から保健センター・支所は保健福祉センターに名称変更の予定です。

本受診券に関する問い合わせ先

京都市子ども若者はぐくみ局育成推進課

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1井門明治安田生命ビル2階

TEL 075-746-7610

ホームページ [京都市 産婦健診](#) [検索](#)